

熊本県有明海区漁業調整委員会

第507回議事録

令和3年（2021年）10月14日開催

第507回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和3年(2021年)10月14日(木) 午前10時から

開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山 義人 藤森隆美 浜口多美雄
西川幸一 平山泉 小森田智大 佐小田眞智子

(欠席委員) 八塚 夏樹

(漁業取締事務所) 技師 石沢恭久

(水産振興課) 主幹 鮫島守 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史
参事 郡司掛博昭

(傍聴人) 熊本県漁業協同組合連合会 指導課次長 川寄皇一郎

議 事

(1) 議題

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について(照会)

(2) 報 告

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について

事務局

定刻になりましたので、第507回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第507回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料及び「漁業法関連法令」冊子を1部ずつお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長をお願いします。

議長

それでは、ただ今から第507回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は浜口委員と佐小田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。現在、知事許可漁業の中目流し網漁業について、延べ3漁協から新規の漁業許可の要望があります。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則とありますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されていますので、今回、要望のあった中目流し網漁業について諮問させていただきます。

今回諮問させていただく制限措置の内容について具体的に説明いたします。前回の委員会と同じ資料になりますが、法令集中目流し網

漁業に関する日本漁具漁法図鑑から抜粋した資料を添付しておりますので、適宜ご確認ください。

資料の3ページをご覧ください。

今回、3種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、1つ目の制限措置については、荒尾市の地先である有共第1号共同漁業権漁場内及び熊本有明海の中央に位置する共有の共同漁業権である第21号共同漁業権漁場内、2つ目の制限措置については、熊本市西区河内町の地先である有共第9号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内、3つ目の制限措置については、宇土市網田地区の地先である有共第19号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内となっています。各共同漁業権の位置については、冊子の上から2枚目の共同漁業権連絡図でご確認ください。

漁業時期は、1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び馬力数は、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数が定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、上から3隻、1隻、1隻となっています。

漁業を営む者の資格は、住所要件として、上から、荒尾市荒尾に住所を有する者、熊本市西区河内町に住所を有する者、宇土市戸口町に住所を有する者、それと熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和3年（2021年）11月1日から令和3年（2021年）11月10日までを予定しています。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）11月30日までとし、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。以上で説明を終わります。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員

（意見なしの声）

議長

それでは、第1号議案の審議に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議がない旨、回答します。

続きまして、議題の第2号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について御説明いたします。

資料5ページをご覧ください。

令和3年(2021年)9月6日付け漁調委第135号により沖縄海区漁業調整委員会事務局長より、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について照会がありました。

このことにつきましては、令和3年(2021年)8月10日に開催しました第505回の本委員会におきまして、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に提出する本県の提案議題について、御審議いただき4つの議題を御承認いただき九州ブロック会議の担当県に提出させていただいたところです。

今回、九州ブロック会議を担当する沖縄海区漁業調整委員会事務局長より、各県から提出された提案議題に対する意見照会がありましたので、御審議頂くものです。

資料6ページをご覧ください。

各県から提出された提案議題の一覧表を示しております。

本県以外の九州・沖縄7県から19の提案議題が提出されています。

本委員会において全ての提案議題について御審議いただくと時間が掛かります。

新型コロナウイルス感染防止を考慮し、委員会の進行を速やかに進行するため、令和3年(2021年)10月7日付け熊漁調連第14号により、事前に資料を送付させていただいたところです。

本日までに、委員の皆様から各県の提案議題に対する御意見はありませんでしたので、各県の提案議題については賛同する旨の意見を回答する案を示させていただきました。

資料7ページ以降をご覧ください。

各県からの提案議題の一番下の段に本県からの回答案を示しています。

なお、今後の流れにつきましては、本委員会で御審議いただいた結果を九州ブロック会議の担当県である沖縄海区の事務局に回答します。

沖縄海区の事務局は、九州各県の意見を集約し、調整が必要な意見があった場合、関係県で調整されることとなります。

調整された提案議題は、全国海区漁業調整委員会連合会、以下、「全漁調連」と言いますが、その会長県である静岡県に提出され、会長県が要望書として取りまとめ、来年5月に開催される全漁調連の総会に諮られます。

その要望書をもって、同年7月に全漁調連の役員県が、関係省庁に要望活動を行うこととなります。事務局からは以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

(意見なしの声)

議長

第2号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議がない旨、回答します。

次に、議事2の「報告」の「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について」事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

資料は、31ページ以降になります。

はじめに、全国海区漁業調整委員会連合会が行った要望結果について御説明いたします。

要望は、東日本・日本海・中国四国・九州という4つのブロックごとに構成する全国の海区漁業調整委員会から提案された要望を、全国海区漁業調整委員会連合会が集約して1つの要望書としてとりまと

め、毎年5月に開催される全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と総会に諮り、同年6月から7月にかけて、関係省庁に対して要望活動を行います。

従いまして、今年度実施した要望活動は、昨年度開催しました第367回の本委員会で御審議いただき承認された提案議題を熊本県連合海区漁業調整委員会の要望として全漁調連に提案し、全漁調連が要望書として取りまとめ、関係省庁に対し要望したものとなります。

資料32ページから35ページをご覧ください。昨年度、熊本県連合海区漁業調整委員会から要望した提案議題4項目を示しています。

今年度の要望活動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と総会が、6月に書面決議により行われ、関係省庁への要望活動は、7月に書面提出という形で実施されました。

資料36ページをご覧ください。

令和3年（2021年）9月13日付け3全漁調連第25号により全国海区漁業調整委員会連合会会長 鈴木精から、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果が送付されました。

要望活動は、令和3年（2021年）7月12日付けで関係省庁に提出した要望について、回答が取りまとめられていますので御報告させていただきます。

資料38ページをご覧ください。

九州ブロックからの要望とそれに対する関係省庁からの回答を取りまとめた資料になります。

資料の左の欄に要望した項目を示し、右の欄に関係省庁からの回答が示されております。

本県が要望した「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」は、資料38ページのI 海区漁業調整委員会制度についての項目2により、水産庁から、漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政状況の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努める。との回答を得ております。

資料49ページをご覧ください。

次に、本県が要望した「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」は、資料49ページのIV 沿岸資源の適正な利用についての項目1の①と②により、水産庁から、「適

正な資源管理は、その資源を利用する漁業が資源管理措置を講ずることが重要であり、そのためには関係者の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄を図ることが重要である。水産庁は今後も漁業調整問題について、必要に応じて立会い、双方による協議が十分行われるよう指導する。との回答を得ております。

次に、本県が要望した「東シナ海における漁船の安全操業確保について」は、資料58ページのV 外国漁船問題等についての項目3の②により、水産庁から、「中国の船舶が、我が国の領域に侵入し、日本漁船に接近しようとする場合、海上保安庁巡視船が安全確保を行う。今後も関係省庁と連携し、日本漁船の安全確保に努める。また、外国漁船や外国公船の情報については、漁業取締に関わる情報で、直接日本漁船や関係機関に提供することはできない。一方で、漁業者の安全確保は重要であることから可能な対応について検討したい。との回答を得ております。

海上保安庁からは、尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して、万全の領海警備体制により漁船の安全を確保している。また、関係機関と緊密に連携しながら情報収集を行い、外国漁船の情報を提供することにより、漁業者の安全確保を行う。との回答を得ております。

次に、本県が要望した「ミニボートによる危険行為の防止について」は、資料67ページのVI 海洋性レジャーとの調整等についての項目3の①のミニボートの危険行為の防止により、水産庁から、船舶の安全については担当省である国土交通省に伝える。水産庁としては、関係省庁と連携し、安全教育の重要性や夜間航行の規制の検討の必要性について説明している。また、ホームページを活用し、ミニボートが守るべきルールやマナー等について広報活動を行っている。

海事局としては、ミニボートの普及に伴い、ハード・ソフト両面から総合的な安全対策を推進している。国土交通省は、安全対策に関するマニュアルを作成し、業界全体を通じて広く周知を行っている。今後も安全情報を提供できるよう、官民連携して取り組みたい。との回答を得ております。

以上が、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果になります。

事務局からの報告は以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

(意見なしの声)

議長

それでは、他に無いようですので、議事2の「報告」についての質疑は終了いたします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

(意見なしの声)

議長

なければ、これで第507回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。